

唐代制誥の一考察

周 雲喬

人文学部国際社会コミュニケーション学科

A Study on the Imperial Edicts in the Tang (唐) Dynasty

Unkyo Shu

Department of International Studies, Faculty of Humanities and Economics

はじめに

制誥は天子の名義で発する政令文書であり、古代の「誥」がその起源である。『尚書』の中にある「大誥」や「康誥」¹が、その例である。秦ではそれを改め、「制」と「詔」に分けたのである。それは『史記・秦始皇本紀』に「命爲制、令爲詔」（命を制と為し、令を詔と為す）という記述から推定される。さらに漢の時代となると、天子の政令は細かく「策書」・「制書」・「詔書」・「戒書」²に分けられたが、『漢書』の中では天子の政令の多くを「制詔」と称している³。魏晋では天子の詔書を詔誥⁴ともいうが、唐代に入ると、「制誥」という名称があらわれ、特に則天武后的時代には、武則天の諱をさけるために「詔」を「制」と改称し、唐代の皇帝の政令文書を「制誥」と通称する⁵。しかし、皇帝の政令の類別と用途が異なるため、『唐會要・省号上』（卷五四）、「中書省」条に次のように説明している。

故事、凡王言之制有七、一曰冊書、立后建嫡、封樹藩屏、寵命尊賢、臨軒備禮則用之、二曰制書、行大賞罰、授大官爵、釐革舊政、赦宥降恩則用之、三曰慰勞制書、褒賢贊能、勸勉勤勞則用之、四曰發勅日、謂御畫發勅日也、增減官員、廢置州縣、徵發兵馬、除免官爵、授六品以下官、處流以下罪、……五曰勅旨、謂百司承旨、而爲程式、奏事請施行者、六曰論事勅書、慰諭公卿、誠約臣下則用之、七曰勅牒、隨事承旨、不易舊典則用之也、皆宣署申覆而施行焉。

故事、凡そ王言の制に七有り、一に冊書と曰う。后を立め、嫡を建て、藩屏を封樹し、命を寵して賢を尊び、軒に臨み、礼を備うるには、則ち之を用ゆ。二に制書と曰う。大なる賞罰を行い、大なる官爵を授け、旧政を釐革し、赦宥降恩には則ち之を用ゆ。三に慰勞の制書と曰う。賢を褒め能に贊え、勉を勧め労に勤むるには則ち之を用ゆ。四に發勅日と曰う。御画發勅日を謂うなり、官員を増減し、州県を廢置し、兵馬を徵發し、官爵を除免し、六品以下の官を授け、流以下の罪に処す（中略）……五に勅旨と曰う。百司の旨を承りて程式と為し、事を奏して、施行を請うものを謂う。六に論事の勅書と曰う。公卿を慰諭し、臣下を誠約するには則ち之を用ゆ。七に勅牒と曰う。事に随って旨を承り、旧典を易えざるには、則ち之を用ゆるなり。皆宣署申覆して、これを施行す。

このように政令文書の類別と用途によって、七つに分けていることが分かる⁶。この制誥は一定の文章様式に従って、作成されており、公文書でありながら、十分に文学的な意味を有する創作でもある。これは唐代文学の有機的構成には欠かせない存在である。ところが、今まで制誥文書の研究は、そのほとんどが東洋史学の立場に立って⁷行なわれてきた。これに対して、小論では主に唐代除授の

制誥における文学の特質に視点を置いて考察する。

上記『唐会要』に挙げられている官員を任免する文書は除授の制誥ともいい、公文書の中ではもつとも重要な位置にある。形式についていえば除授制誥の多くは四六駢体の文章様式を取り、対偶と用典及び句式の整齊を追求するなどの文学的表現手法で構成されている。そのため制誥に対しては、文学的立場から理解し、考えなければならないことになる。ただし、制誥の内容は完全に政治的事情を語る点では、詩賦のような純粋な文学作品とは異なる性質を持つのである。そのため制誥は政治的内容と文学的創意とが融合し、一つの文学様式となり、国家政治における重要な役割を果たすと共に、宮廷文学の一環として独特の性質と気風をも反映している。

一、制誥文学の特性

先に述べたように唐の王言の中で除授制誥は政治的にきわめて重要なものとして位置づけられている。そのことは『唐大詔令集』や『文苑英華』など数々の文献に徴しても明らかである。しかし、制誥が文学性を有するものである点は、従来十分に注目されておらず、制誥を単に歴史研究の文献と看做すのが一般的である。実は、王言が文学的な意味を有するのは漢代まで遡ることができる。これについて章炳麟は「若夫詔書之作，自文景猶近質，武帝以後，時稱詩書，潤色鴻業，始爲詩之流矣」（かの詔書の作のごときは、文景の猶質に近きより、武帝以後は、時に詩書と称し、鴻業を潤色して、初めて詩の流れと為る。『国故論衡・論式』）と、漢代初期の詔書は、まだ素朴な文章であったが、武帝の時代になって、次第に文彩をこらしたものへと変化してきたことを指摘している。漢の武帝の時期には儒学を振興し、五經博士を置き、『詩』・『書』は社会文化の主流となり、遂に経学は国学となった。帝王の大業を映す詔書にもその影響はあらわれ、字句の整齊と修辞を重んじる傾向が際立ってきた。唐代でも漢代と同じように皇帝が主導して儒学と文学を講じ、制誥の文章は詩賦と並んで、唐代文学の一部分であったのである。

制誥を文学的創作と位置づけることについては、『舊唐書・文苑上』（卷一九〇）に次のように説かれている。「爰及我朝，挺生賢俊，文皇帝解戎衣而開學校，飾貲帛而禮儒生，門羅吐鳳之才，人擅握蛇之價。靡不發言爲論，下筆成文，足以緯俗經邦，豈止雕章縛句。韻諧金奏，詞炳丹青，故貞觀之風，同乎三代。高宗、天后，尤重詳延，天子賦橫汾之詩，臣下繼柏梁之奏，巍巍濟濟，輝爍古今。如燕、許之潤色王言，吳、陸之鋪揚鴻業，……」（爰に我が朝に及び、賢俊を挺生し、文皇帝戎衣を解きて学校を開き、貯帛を飾って儒生を礼し、門に吐鳳の才を羅り、人握蛇の価を擅にす。言を發して論を為し、筆を下しては文を成さざるは靡く、以て俗を緯し邦を經するに足るは、豈にただ雕章縛句のみならんや。韻は金奏に諧い、詞は丹青よりも炳にして、故に貞觀の風は三代に同じ。高宗・天后、尤も詳延を重んじ、天子は横汾の詩を賦し、臣下は柏梁の奏を継ぎ、巍々濟々、古今に輝爍す。燕・許の王言を潤色し、吳・陸の鴻業を鋪揚するがごとし云々。）

上記中、「燕許」とは張説と蘇頌を指す。張説は武則天の時に鳳閣舍人⁸を挙げ、玄宗の時に中書令の職に就き、制誥を掌った。蘇頌の場合は、玄宗の時に中書舍人になり、制誥に長けることを以て知られている。ゆえに「燕許之潤色王言」というのである。「吳陸之鋪揚鴻業」の「吳陸」というのは「燕許」と同じく、同じ時期に制誥を掌る官僚であった吳通玄と陸贊のことを指している⁹。それとともに上句の「王言」に対して下句の「鴻業」という言葉は、そもそも帝王の大業を指すものである。このような用例は早く『文選・両都賦序』に見られ、「以興廢繼絕、潤色鴻業」と書いたものがある。

「潤色鴻業」とは帝王の大業を宣伝し、光輝あらしめることである。唐代の文献では、唐の玄宗の「授張説中書令制」（『全唐文』卷二〇）に「捻翰之間、潤色鴻業」という用例も見える。「鴻業」と「王言」とを併用する例は、李白の「爲宋中丞自薦表」（『全唐文』卷三四八）中の「既潤色於鴻業、或間

草於王言」がある。このように古くから詔書の中では帝王の大業を讃えることがよくあり、唐代もその例外ではない。他にも例えば玄宗の「受禪制」や「大赦制」にもそのような文辭が見える。したがって、制誥は王言を伝達するとともに、場合によっては、帝王の功績を讃える役目も有していた。

『舊唐書』では王言は文学の一部分とされているが、後に出来た『新唐書』の場合は、それをどのように位置づけているだろうか。『新唐書・文芸上』（卷二〇一）に次のようにある。

大曆、貞元間、美才輩出、撫膺道眞、涵泳聖涯、於是韓愈倡之、柳宗元、李翹、皇浦湜等和之、排逐百家、法度森嚴、抵轢晉、魏、上軋漢、周、唐之文完然爲一王法、此其極也。若侍從酬奉則李嶠、宋之間、沈佺期、王維、制冊則常袞、楊炎、陸贊、權德輿、王仲舒、李德裕、詩則杜甫、李白、元稹、白居易、劉禹錫、謠怪則李賀、杜牧、李商隱、皆卓然以所長爲一世冠、其可尚已。

大曆・貞元の間、美才輩出し、道眞を撫膺し、聖涯を涵泳す。是に於いて韓愈これを倡え、柳宗元・李翹・皇浦湜等これに和す、百家を排逐し、法度森嚴、晉・魏に抵轢して、上には漢・周に軋る。唐の文は完然として一王法と為る、此れ其の極なり。侍從酬奉の若きは則ち李嶠・宋之間・沈佺期・王維なり。制冊は則ち常袞・楊炎・陸贊・權德輿・王仲舒・李德裕なり。詩を言わば、則ち杜甫・李白・元稹・白居易・劉禹錫なり。謠怪となれば則ち李賀・杜牧・李商隱なり。皆卓然として長ずる所を以て一世の冠為り。其れ尚ぶ可きのみ。

この中では文学ジャンルとして侍從酬奉の作・制冊・詩という三つを取り上げている。さらに、時代順に具体的な制冊（制書・冊書の意味）の作家をも挙げている。中唐の常袞・楊炎・陸贊・權德輿・李德裕が挙げられているのであるが、初・盛唐の人物は一人も挙げられていない。それは『新唐書』の編纂者である宋祁と歐陽修が盛唐の制誥のあり方に反対する文学觀をもっており、それが表れているのではないかと考えられる。

このように『舊唐書』及び『新唐書』の記載を見てくると、制誥はかつては文学の範疇におかれていたことが理解される。さらに『文心雕龍・詔策』でも、「故授官選賢，則義炳重離之輝，優文對策，則氣含風雨之潤，勅戒恒誥，則筆吐星漢之華」（故に官を授け、賢を選ぶは、則ち義に重離の輝きを炳らかにし、優文の対策は、則ち気に風雨の潤いを含み、勅戒の恒誥は、則ち筆に星漢の華を吐く。）と説き、詔書の内容によって創作技法も異なり、文章の作風も違ってくることを指摘している。このように、制誥は公文書としても、さらには文学作品としての二重性を有していることが改めて理解される。制誥は公文書であるから一定の様式を持つのであるが、時期によって、文学的様相に若干の変化が認められる。特に大曆以降、文学が転換期を迎える、制誥の文体にも変化が際立っている。初唐から盛唐を経て、晚唐に至るまでの歴史の各転換期における制誥を考察、各時期の制誥の特徴を窺ってみよう。

二、初唐の制誥

初唐の制誥は六朝の気風の影響を受け、浮華に走っていた。例えば、上官儀の制誥の中には六朝文学の影響の痕がはっきりと見える。彼の「冊周王顯爲并州都督文」（『全唐文』卷一五四）は次のようなものである。

西園孤月，委心鏡而齊明，小山叢桂，偃情田而並烈。溫恭夙邵¹⁰，業尚日新，棣萼交芬，珪璋具美……

西園の孤月は心鏡に委して齊しく明にして、小山の叢桂は情田に偃せて並び烈す。溫恭は夙に邵（邵）く、業尚は日に新たなり。棣萼は交も芬し、珪璋は具に美し……

「冊」というのは「皇后,太子を定め,諸侯,王に封づる」(『新唐書・百官志』)際に使われるものなので、大変莊重たる文章として、いかめしく書き表すのが普通である。しかし、上官儀のこの冊文は莊嚴というよりも、賦のように美しい。文章としては四六句が交錯し、対偶が整えられていて、典型的な駢体文である。

「西園」とは、そもそも上林苑のことを指すが、夜宴や遊興の場所の代名詞とされることもある¹¹。この制誥の中で、「西園孤月」と「小山叢桂」¹²は景物の対偶句である。または淮南小山の典故から「小山叢桂」というものを人物の比喩と看做すことができるとするなら、孤月と人間と、つまり「物」と「人」とが対照することになる。この場合には、上官儀は「小山叢桂」を景と人の二重の表現として用いたと考えうる。そして「委心鏡而齊明」と「偃情田而並烈」も対句となり、「心鏡」と「情田」とは人物の精神的な表現である。すなわち心は月の光のように輝き、情緒は桂の花のように芳烈だというのである¹³。このように自然の「情景」と人間の「心象」とが対比されているのである。

また、「小山叢桂」については、庾信の「枯樹賦」(『全后周文』卷九)の「小山則叢桂留人,扶風則長松系馬」(小山は則ち叢桂に人を留め、扶風は則ち長松に馬をつなぐ。)という句を想起させる。ここでも「小山叢桂」は文字通り叙景の描写に見えるが、実は風雅な文士を比喩し、文人の理想主義の象徴となっている。次の「溫恭夙邵,業尚日新。棣萼交芬,珪璋具美」という文は完全に対偶となり、周王顕の徳行、兄弟の間の情誼と美しい人柄を褒め称えているのである。周王顕¹⁴は高宗の七番目の息子、すなわち後の唐の中宗となった人物である。「棣萼」の語の典拠は『詩經・小雅』の一章である。このように官爵の任命には直接かかわらない文飾があふれていて、それが逆に冊文の趣旨そのものを損なっているのではないかと思われるほどなのだ。

このように上官儀の「冊周王顕爲并州都督文」は対偶、用典、文藻の点では完璧であるものの、「冊書」としては、その厳肅性に欠ける点があり、帝王の命令としての尊厳さは弱化していると感じられる。唐代では冊は諸侯や三公のような大官爵を授ける際には、盛大な式典をも行うことが唐書に記されている。『舊唐書・張延賞伝』(卷一二九)に「故事,臨軒冊挙三公,中書令讀冊,侍中奉禮,如闕,即以宰相攝之。延賞欲輕其禮,始令兵部尚書崔漢衡攝中書令讀冊,時議非之」(故事,臨軒して三公を冊挙するに、中書令 冊を読み、侍中礼を奉ず。もし闕くことあらば即ち宰相を以て之に攝う。延賞 其の礼を軽くせんことを欲し、始め兵部尚書崔漢衡をして中書令に攝えて冊を読ましむるに時議これを非とす。)とあり、これから冊書の挙命の式典は非常に莊厳たるべきだったことが分かる。それゆえ、冊書の中に賦のように多くの華麗な詞藻や典故を盛り込むことは相応しいとは考えられない。

上官儀の制誥は六朝の綺靡の風習を踏襲したもので、「綺錯婉媚」(『舊唐書・上官儀伝』卷八〇を参照)という評が与えられた。冊文にこのような修辞表現を用いるならば、冊書にあるべき王言の霸氣、いわゆる堂々とした王者の気勢さえも消えてしまうからである。盧藏用が「右拾遺陳子昂文集序」に上官儀は徐陵・庾信の衣鉢を承け、「風雅之道,掃地盡矣」¹⁵(風雅の道、地を掃って尽きた。)と指摘しているのも無理はない。

かつて、太宗の時に上官儀は弘文館直学士となり、制誥の起草と『晋書』の撰述などの重要な職務についた。当時彼の詩体を真似するものが多く、「上官体」と称されるほど流行したのである。しかし、上官儀は詩歌のみならず、冊書にも六朝の彫琢の風をもちこんだ。そして初唐の制誥はついに六朝文学の影響から完全に脱出することができなかったのである。

三、盛唐の制誥

盛唐に入り制誥の文体は上官儀の制誥のように完全に六朝の風習を踏襲するものは主流にはならなかった。当時、唐王朝の盛運に乗り、王言を表す制誥でも新たな形を求められ、蘇頌の制誥は頭角

を表してきたのである。蘇頌の制誥は文辞の修飾と叙時の真実の両方とも重視し、なるべく虚飾の表現を抑え、現実の内容を有するものとして、書き表している。彼の制誥は異なる風格が表れ、玄宗は蘇頌の制誥を読んで賞嘆した。そのことを唐の韓休「唐金紫光祿大夫禮部尚書上柱國贈尚書右丞相許國文憲公蘇頌文集序」（『全唐文』卷二九五）は「今上（玄宗）嘗謂公曰、朕每見卿文章、與諸人尤異、當令後代作法、豈惟獨稱朕心」（今上嘗て公に謂いて曰く、朕は卿の文章を見る毎に、諸人と尤も異なれり。当に後代をして法と作なさしむべし、豈に惟だ独り朕が心のみならんや、と。）と記している。玄宗は後の世代の制誥も蘇頌の制誥様式に従わせようとしたのである。

蘇頌は制誥の達人として、その才能について、『舊唐書・蘇瓌子頌傳』（卷八八）に次のように記されている。「機事填委、文誥皆出頌手、中書令李嶠歎曰：『舍人思如湧泉、嶠所不及也。』」（機事填委、文誥は皆頌の手に出づ。中書令李嶠嘆じて曰く、舍人の思は湧泉の如く、嶠の及ばざる所なり、と。）とある。李嶠も名文家であり、蘇味道と肩を並べ、「蘇李」と称されている。蘇頌の制誥がその李嶠をも感服させるほどなのは、彼の文才の卓越をものがたるものだ。韓休の先の文章ではさらに「若乃天言煥發、王命急宣、則翰動若飛、思如泉湧、典謨作制於邦國、書奏便蕃於禁省、敏以應用、婉而有章、則近代以來、未之前聞也」（天言煥發、王命急宣の若乃きは則ち翰の動くこと飛ぶが若く、思ひは泉の湧くが如し。典謨を邦国に作制し、書奏を禁省に便蕃し、敏かに以て用に応じ、婉にして章有るは則ち近代以来、未だこれを前に聞かざるなり。）と述べ、蘇頌の文章の中でもとりわけ制誥を取り上げ、褒め称えているのである。このように蘇頌の制誥の創作は、高い評価が与えられ、中唐までもその影響が続いている。例えは白居易は「馮宿除兵部郎中知制誥制」の中で「一朝の言語、文章に煥成す」と記し、蘇頌に高い評価を与えている。ここでの言語とは天子の言葉を指し、「文章に煥成す」というのは『論語・泰伯』に「煥乎として其れ文章有り」という文から転じたものである。晚唐の李德裕は『文章論』（『全唐文』卷七〇九）に「近世誥命、唯蘇頌穎、敘事之外、自爲文章、才實有餘、用之不竭」（近世の誥命、惟だ蘇頌穎のみ叙事の外自ら文章を為り、才實は餘りあり、之を用いて竭きず。）と述べ、蘇頌の制誥はその頃までも高い声名を保っていたことが分かる。このように盛唐では、蘇頌の文章が文壇の一角に地歩を占めていたことが明らかである。蘇頌の制誥は盛唐における代表であり、それを考察することによって盛唐の制誥の一側面を窺うことができる。次は「授張説中書令制」（『全唐文』卷二五〇）を例として、蘇頌の制誥の特質を考察してみよう。

この制誥の制作の日時は「先天二年九月十一日」であり¹⁶、太平公主を誅して二ヶ月経ったところである¹⁷。嘗て張説は東宮の侍読として、皇太子である玄宗に仕え、厚い信頼を寄せられた。玄宗が即位したしばらくして張説を中書侍郎に命じたのである。

門下。咸有其徳、委廊廟之元宰、知無不爲、歸掖垣之成務。銀青光祿大夫檢校中書令上柱國燕國公張説、含和¹⁸育粹、特表人師。懸解精通、見期王佐。立言布文武之用、定策勵忠公¹⁹之典。才冠代而不有、功至大而若虛²⁰。自頃宏益時政、發揮王道。萬事必理、一心從乂。以觀其獨²¹、伯起慎於四知²²、常得其貞、叔敖謹於三省²³。故能深而不竭、久而彌芳。宣大號於紫宸、潤昌圖於清禁。我憑柱石、爾作鹽梅。正名之謂、羣議斯集。可守中書令、散官勲封如故。主者施行。

門下。咸其の徳を有し、廊廟の元宰に委す。知りて為さざるは無く、掖垣の成務に帰す。銀青光祿大夫檢校中書令上柱國燕國公張説、含和育粹、特に人師に表たり、懸解に精通し、王佐を期せらる。言を立ちては文武の用に布し、策を定めては忠公の典に励む。才は代に冠して有^{あるひと}なく、功は至大して虚なるが若し。自頃時政を宏益し、王道を發揮す。万事必ず理め、一心乂に従う。以てその独を観ては、伯起も四知に慎み、常にその貞を得ては、叔敖も三省に謹む。故によく深くして竭きず、久しきて彌芳し。大号を紫宸に宣し、昌圖を清禁に潤す。我は柱石に憑り、爾は塩梅を作す。正名の謂われ、群議斯に集まる。中書令を守るべし、散官勲は故の如し。主者施行す。

唐代の除授の制誥は制頭・本文・制尾という三つに分けられるのがつねである。制頭は文書の趣旨や中心の思想を明確にするものである。本文は詔令を受ける臣についての評価や制誥の所以を述べる部分である。制尾は詔令の任免に関する具体的な内容である。「授張説中書令制」の場合もその体例である。以下、それぞれについて検討を加えてゆきたい。

制頭の「咸有其德,委廊廟之元宰,知無不爲,歸掖垣之成務」は四六の対偶の句となっている。この中で「委廊廟之元宰」というのは、除授の命を受ける官僚の身分は宰相であることをいい²⁴、これと対句となる「歸掖垣之成務」は除授の官職を提示している。唐代では、習慣上、中書省の門を「掖垣」と称し、「歸掖垣之成務」というのは、中書省の人事を暗示している。次の「銀青光祿大夫檢校中書令上柱國燕國公張説」というのは、官職・勳・爵位・氏名を述べ、職名の前の「檢校」は、実権は与えられておらず、名誉の官位であることを示している。この制誥は中書令という名誉職から正式な官位を授与する詔命である。このように除授制誥の制頭に制誥の趣旨を示すのが当時よく見られる形式である。

次に制誥の本文に入り、任命の理由と本人への評価を書くのが常である。そして本文のところは文章のレトリックを際立たせる場所でもある。この制誥は本文にも駢體の様式を取り、対句に重点を置いて、文意を展開し、語句の構成と修辞の技巧に工夫が窺われる。例えば「合和育翠,特表人師。懸解精通,見期王佐」などは隔句の対偶となっている。次に前後整然とした対句「立言布文武之用,定策勵忠公之典,才冠代而不有,功至大而若虛」を置き、引き続いて「以觀其獨,伯起慎於四知,常得其貞,叔敖謹於三省」と四六の対偶句を配し、同類語の対比を取り入れた隔句の対句となっている。前文では張説の才と功の賞賛を並べ、次の張説の品行の方正と修養に対して四六句でもってより強調する。ある意味では、四六の駢體の枠組みは言語表現を制約するようにも見えるが、このような実例をもって見れば修辞技巧と言語表象の創造に新たな可能性をもっていたのである。

制誥の本文では制誥を受け取る相手に一定の評価を与えるのも常套の筆法である。簡潔な字句で豊かな内容を表現し、妥当な評価を述べるのも作者の技巧の見せどころである。例えば、前掲の「立言」と「定策」ということばが使われている。この二つはかなり重みのある褒詞であり、その裏側には重要な歴史的事実が踏まえられている。嘗て、張説は中宗の時、兵部侍郎になり、国防政策に関わった。これが「立言布文武之用」の表現となっている。そして張説は太子の李隆基（玄宗）に国の行政を監督させることを献言して、睿宗に受け入れられ、李隆基は太子の地位を固めたのである。ゆえに「立言」はそのことに対する確かな評価ということができる。また「定策」は君主を擁立する際、決定的な策を定め、社稷を守る功績を建てた人物に与える最高の賛辞として、しばしば史書に見える²⁵。当時、太平公主と皇太子の李隆基との権力闘争が激化し、太平公主は中書令の蕭至忠などと結託して、勢力の拡張を計った。しかし、宰相の張説は追随しなかったため、権力の中心から退けられ、尚書左丞に左遷された。一方すでに太平公主の陰謀を察知した張説は、自分の佩刀を玄宗に送り、機先を制すべしと暗示していた²⁶。それを受けた玄宗は先手を取って、太平公主とその徒党を誅し、皇帝の位を確定した。この功績によって、玄宗は即位した後、張説を燕国公に封じ、中書令に任命した。これが「授張説中書令制」の制誥の由来であった。したがって、制誥中の張説に対する評価は、決してうわべだけの褒詞ではない。

蘇頌の制誥のもう一つの表現の特徴は比喩、典故に基づく美称を使って、特定の事物を指示することである。例えば厳密な対句を構成する「宣大號於紫宸,潤昌圖於清禁。我憑柱石,爾作鹽梅」の部分は「大號」・「紫宸」・「清禁」・「昌圖」・「柱石」・「鹽梅」などはみなその類の表現である。「大號」は皇帝の詔書を指し、「昌圖」は唐の制詔など、公文書の用語としてよく見られる²⁷。高宗皇帝の「賜諡皇太子宏孝敬皇帝制」（『全唐文』（卷十一）に「若使負荷宗廟,寧濟家邦,必能永保昌圖」（もし宗廟を負荷し、家邦を寧済ならしめば、必ずよく永く昌圖を保たん。）という。このように「昌圖」とは、

国の版図を意味する。一方、国の事業を意味することもあり、唐の文宗の「授裴度中書令制」（『全唐文』卷七〇）に「宏道德而輔昌図」（道徳を宏くして、昌図を輔く。）というのがその一例である。「紫宸」と「清禁」とは、いずれも皇宮のことを意味しているが、これらは周知の語彙ゆえ、さらに解説する必要はないだろう。

「柱石」はいしづえのことであるが、信頼厚い大臣はいしづえのように国の頼りであるとの喻えである。「塩梅」は料理の調味料であり、大昔には塩味と酸味が料理の基本的な味付けであったことによる。この出典は『尚書』（『尚書・説命下』（卷十）の「爾惟訓于朕志，若作酒醴，爾惟麴蘖，若作和羹，爾惟鹽梅」（爾は惟れ朕が志に訓えよ、若し酒醴を作らば、爾は惟れ麴蘖、若し和羹を作さば、爾は惟れ鹽梅。）である。つまり事業を達成するには、他人の助けが大変重要であって、それは鹽梅が羹の調味料として、欠かせないものであるのと同じだというのである。

このように言葉は本来の意味から逸脱して、新たな意味に転じることによって、修辞の効果は一層高められ、文雅の気韻漂う文章を構成するのである。そして本来の表現が転換され、まったく異なる事物を比況するのは、一種のことばの表現の再創造ともいえよう。ことばは文脈の中で意味を生成し、比喩表現は本来の字義から離れて新しい意味を獲得する。そのことによって表現は重層的な意味の交響、すなわち余韻を生み、また新たな語感をかもし出すのである。なお、例示した文の最後は経書の表現を引用することによって、文の結びに厳かな気分を漂わせている。

制尾は任命の人事について、述べている。「中書令を守るべし、散官勳は故の如し。主者施行す」と、ただ公文用語で任命の具体的な内容を書き表しているにすぎない。

今まで述べてきたように、蘇頌の制誥は駢体の技巧を駆使し、表現に一層の効果を生み出している。制誥の場合は王言であるから修辞技巧だけではなく、被授与者にふさわしい評価が与えられているかどうかも大切なことである。それを確実に把握し、皇帝の意志をうまく伝達することが作者の責任である。この点でも蘇頌の制誥は周到な配慮がなされていることが窺える。蘇頌の制誥には文章の美的価値と制誥本来の実用性の両方に配慮し、巧みに組み合わせている。そこに彼の円熟が表れているのである。蘇頌の制誥が盛唐の頂点に位置するのは、初唐の耽美主義的作風から脱却し、実務的文章としても十分なものであること、またそのような転換を成し遂げた彼の才覚にもよると思われる。

この後、唐の文学は大きな転換期を迎える。制誥も例外ではなく、陸贊の制誥がその代表作である。

四、中唐の制誥

1. 制誥の創作をめぐって

中唐において、制誥の創作に関して、文学者たちがどのように考えていたのかは興味深い問題である。これについて、常袞と元稹の議論から制誥の起草者の思惑がうかがえる。

常袞は「授庾準楊炎知制誥制」²⁸（『全唐文』卷四一〇）に制誥創作の方法に関して次のように言及している。「詔令之重、潤色攸難、其文流則失正²⁹、其詞質則不麗。固宜酌風雅之變、參漢魏之作、發揮綸旨、其在茲乎」（詔令の重きは潤色の難しとするところ、其の文流るれば、則ち正を失い、其の詞は質なれば則ち麗ならず、固より宜しく風雅の変を酌み、漢魏の作に参ずべし。綸旨を發揮するは其れ茲に在らんか。）彼によれば、詔書は語句の潤色がもっとも難しいのである。言い換えれば文章に虚飾があふれると、しまりがなくなる。その逆に専ら地味な言葉を用いるならば、もともと文章にあるべき美しさがなくなってしまう恐れがある。だが、文章の文彩を輝かすために詩経の語と漢魏の制詔を参照するのは常袞の制誥の創作理念であった。そうしてみれば常袞の場合は制誥の文体の変革を起こすことよりも、ただ修辞上の改良を望んだだけであるようだ。

元和の時期に入り、復古の思潮が制誥の創作にも広がってきた。そのことは元稹の「制誥序」³⁰に

はっきり窺える。根のない空っぽな美辞麗句は、もともと制誥に反映されるべき趣旨を隠蔽してしまうことになる。それに対して、元稹の「制誥序」は「司言者苟務刑飾，不根事實；升之者美溢於詞，而不知所以美之之謂；黜之者罪溢於紙，而不知所以罪之之來；而又拘以屬對，蹈以圓方，類之於賦判者流，先王之約束蓋掃地矣」（言を司る者、苟も刑飾に務め、事実に根ざさざれば、之を升する者 美は詞に溢るるも、之を美むる所以の謂を知らず。之を黜する者 罪は紙に溢るるも、之を罪する所以の來たるを知らず。しかるに又拘るに屬對を以てし、蹈するに圓方を以てし、之を賦判者の流に類せしむ。先王の約束は蓋し地を掃えり。）と批判している。除授制誥は官員に賞罰を与えるものとして、その賞揚も、批判も、事実にしたがって、理由を明らかにしなければならないのであり、もし制誥が対偶や措辞に拘つたら、制誥の本質から外れてしまうと指摘しているのである。また元稹の「制誥序」は「蓋所以表明天子之復古，而張後來者之趣尚耳」（蓋し天子の復古を表明し、後より來たる者の趣尚を張る所以のみ。）といい、天子の大義名分を掲げ、文章の復古を唱える。これは制誥の変革を求める点において、常袞よりも文体に対して根本的な改造を行おうと唱えているのである。時代の推移に伴い、文学的標準も変わっていくことは制誥も例外ではない。「制誥序」に表れた元稹の見方は白居易の「文章はまさに時の為に著し、歌詩はまさに事の為に作るべし」という文学の実用性を主張する思想と軌を同じくするのである。

中唐からは文章に質朴・典雅を求める主張が常にあり、常袞・元稹が表明した制誥の創作の趣向はその一側面として表れているのであろう。そしてこれは彼らが制誥には華美な文辭が溢れたり、過剰に修飾したりするならば、王言の莊嚴を損ないかねないことを認識した結果ともいえる。常袞は制誥の創作には漢魏の作を範としようと提唱したが、実は真正に制誥文体の変革を試みて、成果をあげたのはその後の陸贊である。

2. 文章の復古と陸贊の制誥

『新唐書』には制誥の代表作家として、常袞・楊炎などが挙げられ、彼らの制誥がこの時期の代表作とされている。『舊唐書・楊炎伝』（卷一一八）に「常袞は除書（除授制誥）に長け、楊炎は善く徳音を為す」と、常袞の除授の制誥を高く評価している。常袞は漢魏の文章を尊ぼうと唱えながら、ついに盛唐の制誥の流儀からは完全に脱却することができなかつたようである。彼の制誥には依然として盛唐の影がつきまとっているのである。その制誥は基本的に盛唐風に四六駢体の形を重んじるものである。例として、常袞の「授李忠臣右僕射制」（『全唐文』卷四一〇）の一節を挙げてみよう。

敕、文昌所以法成象、端右所以長庶寮。秦漢則内掌武事、魏晉或外綏戎政。今之垣翰重任、勤勞有功。歷踐六卿、始終一德。必訪群議、然後當盛選。淮西節度觀察處置等使開府儀同三司檢校工部尚書兼安州蔡州刺史御史大夫上柱國西平郡王李忠臣、……往者寇孽亂常、關洛多故、爰奮其旅、以先啓行。大城名都、所麾必克、元凶巨猾、傳首相望。定齊休士、有建威之得雋、破趙會食、亦淮陰之用奇。漢東汝南、專制千里、總三軍之號令、兼八使之澄清。約己撫人、守公遵職、……

勅、文昌は成象に法る所以、端右は庶寮に長ずる所以なり。秦漢は則ち内に武事を掌し、魏晉は或は外に戎政を綏す。今の垣翰は任重く（任を重んじ）、勤労功有り。六卿を歴践し、一徳に始終す。必ず群議を訪ね、然る後に盛選に当たる。淮西節度觀察處置等使開府儀同三司檢校工部尚書兼安州蔡州刺史御史大夫上柱国西平郡王李忠臣、……往者は寇孽 常を乱し、関洛に故多く、爰に其の旅を奮い以て啓行に先んず。大城名都、麾する所は必ず克ち、元凶巨猾、傳首して相望む。齊を定め士を休しては威を建つるの得雋あり、趙を破り会食するには亦淮陰の奇を用ゆるあり。漢東汝南、千里を専制し、三軍の号令を総べ、八使の澄清を兼ぬ。己を約し人を撫し、公を守り職に遵い……

常袞の制誥には、四六の句に典故を取り込み、対句の配列の多様化（前掲した傍点の部分を参照）を追求する。文章表現の効果を高めようとの作者の意図がそこに見て取れる。それこそが常袞自身がいう制誥の潤色であろうか。しかし盛唐の制誥に比べると、この時期の制誥の用語は、簡明素朴の方向へ収束する傾向が見える。大曆以降になると特に陸贊の制誥が当時に冠たるものと看做され、陸贊は制誥の第一人者として、搖るぎない文学的地位を築きあげたのであった。

陸贊、字は敬輿、大曆六年（771）の進士であり、博学宏辭科に合格し、華州の鄭県の県尉になった。唐の徳宗は太子であった時に、すでに陸贊の名前を知り、翰林学士に抜擢した³¹。その後、宰相の位にも就いたが、讒謗を受け、忠州の別駕に左遷されて、任所に没した。現存の文集に『翰苑集』がある。陸贊の制誥に対して、權德輿の「唐贈兵部尚書宣公陸贊翰苑集序」（『全唐文』卷四九三）は「時車駕播遷、詔書旁午、公灑翰即成、不復起草、初若不經思慮、及成而奏、無不曲盡事情、中於機會、倉卒填委、同職者無不拱手歎伏、不能復有所助」（時に車駕は播遷し、詔書は旁午す。公の洒翰は即ち成り、復た起草せず。初め思慮を経ざるが若く、成りて奏せらるるに及んでは事情を曲さに尽くし、機会に中らざるはなし。倉卒に填委するに、同職者は拱手嘆伏せざるは無く、復た助くる所有る能わず。）という賞賛を与えた。特に陸贊の制誥については「權古揚今、雄文藻思、敷之爲文誥、伸之爲典謨、俾儂狡向風、懦夫增氣、則有制誥集一十卷」（古を權り今を揚げ、雄文藻思、之を敷きて文誥を為り、之を伸して典謨を為り、儂狡をして風に向わせ、懦夫をして氣を増さしめ、則ち制誥集一十卷あり。）とあるようにその制誥は単に文学としてではなく、社会的効用を有するものとして捉えている。

また、『新唐書・陸贊傳』（卷一五七）には、陸贊の創作の実態に関して、

從狩奉天、機務填總、遠近調發、奏請報下、書詔日數百、贊初若不經思、逮成、皆周盡事情、衍繹孰復、人人可曉。旁吏承寫不給、它學士筆閣不得下、而贊沛然有餘。

從いて奉天に狩し、機務を填總し、遠近に調發して、奏請報下す。詔を書くこと日に數百、贊、初め思を経ざるが若きも、成るに逮びでは皆事情を周く尽し、衍繹孰復し、人々曉るべし。旁らの吏は承写に給らず、它的学士は筆閣下すを得ず。しかるに贊は沛然と餘り有り。

と、陸贊の制誥は他に冠絶して、他人が比肩することができない様子が詳らかに記述されている。徳宗時代の文学状況と政治情勢とは陸贊の制誥の特質を形成する上で密接にかかわっていたと考えられる。

大曆・貞元の間、元結・獨孤及・梁肅などの復古の文学主張が台頭し、高い反響を呼んでいた。そのような中にあって、陸贊は梁肅を重んじ、「崔元翰・梁肅文芸 時に冠し、贊は心を肅に輸ぐ」（『舊唐書・陸贊傳』卷一三九）といわれるよう、二人は親しい関係にあった。かつて陸贊が梁肅の推薦を受けて、科挙試験を掌った時に進士として抜擢した韓愈・歐陽瞻などは、古文派の作家として活躍していた。このようなことから陸贊の文学的態度は古文派に近いのではないかと推測することができる。また梁肅が獨孤及に師事して、彼の「常州刺史獨孤及集後序」（『全唐文』卷五一八）に「於是操道德爲根本、總禮樂爲冠帶、以易之精義、詩之雅興、春秋之褒貶、屬之於辭。故其文寬而簡、直而婉、辯而不華、博厚而高明。論人無虛美、比事爲實錄、天下凜然、復觀兩漢之遺風」（是に於て道徳を操して根本と為し、礼樂を総して冠帶と為し、易の精義、詩の雅興、春秋の褒貶を以て、之を辭に属す。故に其の文は寛にして簡、直にして婉、辯にして華ならず、博厚にして高明なり。人を論じて虚美なく、事を比して実録たれば、天下凜然として、復た両漢の遺風を睹る。）というように、『易』・『詩』・『春秋』の真髄を吸收し、簡約質実たる文学を確立しようとしている。これは前述した常袞、元稹の観点とほぼ一致しているのである。特に「故其文故其文寬而簡、直而婉、辯而不華、博厚而高明。論人無虛美、比事爲實錄」というような文学精神が、制誥にも適用されたもの、それがまさに陸贊の制誥なのである。

陸贊の文学活動は主に建中から貞元までの間であった。安史の乱で唐王朝の実力が衰えてしまい、藩鎮が朝廷に対抗し、反乱が後を絶たなかった。建中四年（783），大尉朱泚が反乱を起こし、徳宗は奉天に脱出した。その後、唐王朝が反乱した藩鎮を討伐したり、宣撫したりするのに苦労するというような内憂外患の情勢に陥ったため、しばしば徳宗は陸贊と対策を検討していた。当時の極めて困難な局面を切り開くために陸贊は徳宗に建言したり、策略を立てるなど、多くの奏上を行った。彼は制誥の主な執筆者であり、燕・許の後に出てきた数少ない制誥の名手であった。彼は制誥が一定の文型にはまった機械的な公文書となりがちな風を破り、制誥を人の心を動かし、涙を流させるほど感動的なものにした。これについて史書が次のように記している。

建中四年，朱泚謀逆，從駕幸奉天。時天下叛亂，機務填委，徵發指蹤，千端萬緒，一日之内，詔書數百。贊揮翰起草，思如泉注，初若不經思慮，既成之後，莫不曲盡事情，中於機會，胥吏簡札不暇，同舍皆伏其能。轉考功郎中，依前充職。嘗啓德宗曰：「今盜遍天下，輿駕播遷，陛下宜痛自引過，以感動人心。昔成湯以罪己勃興，楚昭以善言復國。陛下誠能不吝改過，以言謝天下，使書詔無忌，臣雖愚陋，可以仰副聖情，庶令反側之徒，革心向化。」德宗然之。故奉天所下書詔，雖武夫悍卒，無不揮涕感激，多贊所爲也。

（『舊唐書・陸贊傳』卷一三九）

建中四年，朱泚謀逆し、駕に従いて奉天に幸す。時に天下叛乱、機務は填委し、徵發指蹤は、千端万緒、一日の内詔書は数百なり。贊 翰を揮いて起草するに、思は泉の注ぐが如く、初め思慮を経ざるが若きも、既に成りての後は事情を曲さに尽くし、機会に中らざるはなし、胥吏は簡札に暇あらず、同舎は皆其の能に伏す。考功郎中に転じ、前に依りて職に充てらる。嘗て徳宗に啓して曰く、「今盜は天下に遍く、輿駕播遷す。陛下は宜しく痛みて自ら過を引き、以て人心を感動せしむべし。昔、成湯は己を罪するを以て勃興し、楚昭は善言を以て国を復せり。陛下誠によく過ちを改むるに吝かならず、言を以て天下に謝し、書詔に忌無からしめば、臣は愚陋といえども、以て仰ぎて聖情に副うべし。庶わくは、反側の徒をして、心を革め化に向わしめんことを」と。徳宗 之を然りとす。故に奉天にて下す所の書詔は、武夫悍卒と雖も、涕を揮い感激せざるはなし。多くは贊の為る所なり。

陸贊の文学は藩鎮割拠という時代的背景の下で形成され、その成果は制誥という公文書に集約しているのである。陸贊の制誥・奏議には時代の痕跡がはっきりと印され、公文書でありながら涙に咽ぶほど人を感動させるものであり、盛唐の制誥とは異なる作風を見せてている。そこで『新唐書』は陸贊の制誥を李杜の詩、韓柳の文章と比肩して、唐代の代表的な制誥作家の一人として、彼の名を上げているのである。

陸贊の制誥様式の形成には、当時の文学的背景がかかわるほか、政治情勢も影響した。徳宗が即位した後にも藩鎮割拠は終結せず、紛争が続いていた。そのような政治情勢によって、蘇頌の時期とは詔書の創作環境が大きく変化したのである。朱泚の叛乱が起った後、政務及び軍務の需要の増加に伴い、文書が激増し、短時間に素早く処理する必要があった。そのため制誥の様式の簡略化は避け難かったのである。そんな中で、軍事情勢の緊迫が制誥の内容を明確に伝え、将校兵士全てにそれを理解させ、服従させなければ軍機を誤る恐れがあるため、平易な制誥を作られたのである。例えば、陸贊の「招諭河中詔」（『全唐文』卷四六三）は次のように非常に通俗的だ。「朔方諸軍、應在河中絳州。朝邑將士等、並以義烈繼代、勳業冠時、艱虞以來、常濟國難。肅宗代宗、再復京邑、皆是朔方將士之功。去歲朕在奉天、凶黨攻逼、解圍赴急、亦賴此軍。言念爪牙、情均骨肉、濟朕危厄、感之豈忘……」（朔方の諸軍は、応に河中絳州に在るべし。朝邑將士等、並びに義烈を以て代を継ぎ、勳業時に冠し、艱虞以来、常に国難を済う。肅宗代宗、再び京邑に復するは、皆是朔方將士の功なり。去歲朕は奉天に在りて、

凶党攻め逼るに、囮みを解きて急に赴くは、亦た此の軍に頼れり。言に爪牙と念じ、情は骨肉に均しく、朕の危厄を済う、之に感じては豈に忘れんや。) このような口語に近い制誥は軍事情勢が緊迫した中で執筆されたものであろうと思われる。この制誥は全体的に語句を修飾せず、四字句を中心として、句形を整えている。これは読者が軍の将校と兵士であることに配慮し、平易な表現で書かねばならなかつたからである。このようにこの時期の政治情勢は彼の制誥の文体様式へ影響を与える要素の一つであることが考えられる。

陸贊は制誥の句式と典故に対句を用いるが、その以上の文飾を求めていないのである。そして制誥の中でその対象者に対する評価にも、実のある言葉を用い、典故は相手を誇張や虚飾で美化するためではなく、歴史上類似する事物を以て、現実の人物と類比し、文章を作成している。梁肅がいった「人を論ずるに虚美なく、比事は実録たり」（「常州刺史獨孤及集後序」より、前出）という文学的態度は陸贊の制誥についてもいふことができる。このような制誥として「張延賞中書侍郎平章事制」³²（『全唐文』卷四六一）をあげてみよう。

兩漢制理、由乎審官、多以牧宰高第、入居台輔。黃霸自穎川而次遷丞相、卓茂由密令而超拜三公。蓋以爲國本於親人、舉賢先於稱職、旌能勸善、風化大端³³。今革車薦興、賦煩人散、匡弼寡昧、屬於才臣。光祿大夫檢校吏部尚書兼成都尹御史大夫充劍南西川副大使管内度支營田觀察處置等使上柱國魏國公張延賞、崇飭文行、勵精理道、踐歷中外、所至有聲。慮必周密、心無屈撓。簡廉以肅吏、慈惠以愛人。明以照姦、和以定眾。去若始至、久而見思、秉志不渝、課績常最。以爾循良之化、佐予綏兆人、以爾經綸之才、佐予熙庶績。仍資威重、兼領蕃維、式慰甘棠之思、且繼縉衣之美。懋昭邦典、勿替家聲。可中書侍郎平章事、依前兼成都尹、餘如故。

両漢の理を制すは官を審するに由る。多く牧宰高第を以て、台輔に入居せしむ。黃霸は穎川より丞相に次遷し、卓茂は密令より三公を超拜す。蓋し国を為むるは人に親しむに本つぎ、賢を挙ぐるは職に称うを先とし、旌能く善を勧むるは、風化の大端なるを以てなり。今、革車薦りに興り、賦は煩にして人散す。寡昧を匡弼するは、才臣に属す。光祿大夫檢校吏部尚書兼成都尹御史大夫充劍南西川副大使管内度支營田觀察處置等使上柱國魏國公張延賞、文行に崇飭し、理道に励精し、中外に踐歴し、到る所声あり。慮は必ず周密、心には屈撓なし。簡廉以て吏を肅し、慈惠以て人を愛す。明以て奸を照らし、和以て衆を定む。去るに始めて至るが若く、久しうして思を見す。志を秉して渝らず、課績は常に最たり。爾の循良の化を以て、予の兆人を綏んずるを佐けよ。爾の經綸の才を以て、予の庶績を熙めるを佐けよ。仍りて威重に資し、兼ねて蕃維を領し、式て甘棠の思を慰め、且つ縉衣の美を継がしむ。邦典を懋昭し、家聲を替つ勿れ。中書侍郎平章事、前に依りて成都尹を兼ねべし、餘は故の如し。

この制誥は文章構成上では前出の蘇頌と常袞の制誥と同じく、制頭・本文・制尾の三つに分けられる。殊に宰相や節度使のような実権を持つ高級官僚を任命する場合には、制誥の多くは制頭を有し、任命の趣旨や理由を明らかにするのである。この制頭も例外ではない。ここでは「黃霸自穎川而次遷丞相、卓茂由密令而超拜三公」という長い十字の対句を用い、二句とも典故的比喩である。黃霸は漢の有能な官僚であり、寛大、仁愛の政治を行い、政治について鋭い議論を残している。『漢書・循吏傳』（卷八九）に「霸は教化を力行して、而る後に誅罰す」とあるように、彼は厳刑と苛政にたよらず、教化を励行したのである。このような政策を施した結果、「霸は外寛内明を以て吏民の心を得、戸口は歳ごとに増え、治は天下第一たり」（同前）と、高く評価されたのである。一方、卓茂は三公まで超抜されたことが『後漢書・卓茂伝』にみえる。その伝記の末尾に対して、范曄が付した議論に注目したい。

論曰、「建武之初，雄豪方擾，虓呼者連響，嬰城者相望，斯固倥偬不暇給之日。卓茂斷斷小宰，無它庸能，時已七十餘矣，而首加聘命，優辭重禮，其與周・燕之君表閭立館何異哉」

論に曰く、「建武の初め、雄豪方に擾りて、虓呼する者連りに響き、城もて嬰らす者相望み、斯れ固より倥偬にして暇給するの日あらず。卓茂は断然たる小宰にして它的庸能なく、時に已に七十餘なり。而れども初めて聘命を加えられ、優辞重礼もてするは、其の周燕の君表閭立館に何ぞ異らんや」

陸贊がこの典故を引用したのは、范曄の議論の「其與周・燕之君表閭立館何異哉」と同じ趣意であると考えられる。そして、陸贊の「爲國本於崇人、舉賢先於稱職、旌能勸善、風化大端」の語から、見事に政務を果たした張延賞を宰相に抜擢するのは、天下に官吏の見本を立て、そのことを通じて、多くの人材を得ようとする目的が読み取れる。陸贊が制頭の中に使用した二つの典故は制誥の趣旨にまさしくふさわしいものなのである。

次に制誥の本文は文章の中心となる叙述の部分であり、主に人物の評価を展開する。これについては前掲した蘇頌の制誥も陸贊の制誥も同じである。しかし、陸贊が張延賞に与える評価は、ほぼ事実に基づき、文飾のために表現を誇張しない。この点について、『舊唐書』などの史料と対照して考察してみよう。陸贊の制誥の本文には張延賞の地方行政の功績の総括と評価が冒頭に置かれている具体的には「崇飭文行、勵精理道、踐歷中外、所至有聲」と能力と経歴が記されている。張延賞の行政能力については『舊唐書・張延賞傳』(卷一二九、下同)に次の記述がある。

大曆二年、拜河南尹、充諸道營田副使。河洛久當兵衝、閩井丘墟、延賞勤身率下、政尚簡約、疏導河渠、修築宮廟、數年間流庸歸附、邦畿復完、詔書褒美焉。

大曆二年 河南の尹に挙し、諸道營田副使に充てらる。河洛は久しく兵衝に当り、閩井は丘虚たり。延賞勤身下を率い、政は簡約を尚び、河渠を疏導し、宮廟を修築す。数年の間流庸帰附し、邦畿は復完す。詔書これを褒美す。

これから見てもその行政能力は卓越したもののがあったことが分かる。また宋・王讜の『唐語林・政事上』(卷一)には次のように記されている。「張延賞爲河南尹、官吏有過、未曾屈辱。所犯既頻、不可容者、但謝遣之。先自下拜、立與之辭、即令郡官祖送。由是寮屬敬憚、各修飭、河南大治」³⁴(張延賞 河南の尹となる。官吏過ち有りては、未だかつて屈辱せず。犯す所既に頻りにして、容すべからざる者は、但だ謝して之を遣る。先に自ら下押し、立ちて之に辭を与え、即ち郡官をして祖送せしむ。是に由りて僚属敬憚し、各の修飭して、河南大いに治まれり。) 罪を犯した官吏に一切刑罰を加えず、感化を重んじた人だったのである。

そして、民衆に対しては寛容で仁徳ある態度で接したことが『舊唐書・張延賞傳』に見えている。「尋出爲揚州刺史、淮南節度觀察等使。屬歲旱歉，人有亡去他境者，吏或拘之。延賞曰：『夫食，人之所恃而生也，此居而坐斃，適彼而可生，得存吾人，有何限於彼也。』乃具舟楫而遣之，俾吏修其廬室，已其逋債，而歸者增於其舊」(尋いで出でて揚州刺史淮南節度觀察等使となり、屬歲旱歉、人の他境に亡げ去る者有りて、吏或は之を拘う。延賞曰く、夫れ食は人の恃みて生きる所なり。此に居しては坐しながら斃れ、彼に適きては生くべし。吾が人を存するを得となれば、何ぞ彼を限ること有らんや、と。乃ち舟楫を具して之を遣る。吏をして其の廬室を修し、其の逋債を已ましむ。而して帰する者其の旧よりも増せり。) 以上のから分かる通り陸贊の制誥中にある「慈惠を以て人を愛す」というのは事実に基づいての評価なのである。

また、引き続き、張延賞を評価して次のようにい。『去若始至、久而見思、秉志不渝、課績常最』（去るに始めて至るが若く、久くして思を見わす。志を秉りて渝らず、課績常に最なり。）これは張延賞が行政において、一貫性があり、いつも優れた実績をあげていたことを賞賛しているのである。これに關して、『舊唐書・張延賞伝』にも、「時罷河南、淮西、山南副元帥，以其兵鎮東都，延賞權知東都留守以領之，理行第一，入朝拜御史大夫」（時に河南・淮西・山南の副元帥を罷め、其の兵を以て東都を鎮む。延賞は權知東都留守として以て之を領し、理行第一、入朝して御史大夫に拝す。）と記載されていることにより、張延賞は地方長官として、すぐれた政治を行ったことが分かる。

以上のように史料によれば、陸贊の制誥の中で張延賞について褒め称えている点は、ほぼ真実に基づくものであるうえに、張延賞の才能や徳行に関して、要點を集約して取り上げていることが分かる。蘇頌の「授張説中書令制」にあった「才冠代而不有、功至大而若虛」のような賞揚と異なって、陸贊の制誥は人物評価がさらに綿密で慎重である。そこには毀譽褒貶において、簡潔にして洗練された表現を用いようとする作者の意図が見て取れるのである。

次に陸贊の制誥における典故使用を考察してみよう。典故を通じて文章表現は一層洗練され、論理の構成はより堅実となるのである。

陸贊の上掲の制誥は制頭にある黃霸と卓茂の典故のほかは、文の最後の部分「式て甘棠の恩を慰し、且つ縉衣の美を続く」の二句に、「甘棠」と「縉衣」の二つの典故を用いている。実はこの二つの典故は同じ趣旨なのである。「甘棠」の出典は『詩經・采蘋』の「序」に「甘棠，美召伯也。召伯之教，明於南國」というように、「甘棠」は周の召公の譬えとされ、民に徳化を施した召公の恩義に感激して、その思いを甘棠の木に託したものである。「縉衣之美」の出典は『國風・縉衣』である。その「正義」に「作縉衣詩者美武公也」（縉衣の詩を作るは武公を美むるなり。）とあるように周の武公の徳を賛美し、その服まで褒め称えるものである。この二つの典故を用い、比喩表現として使うことで、民を教化し、職務を尽くした役人を励ます趣旨を表している。それと共に昔の賢者のように、これからも民衆に徳政を施し続けよという皇帝の期待が典故を通じて、間接的に表出されているのである。こうして、文章の記述は簡潔となり、読者は文章の趣旨を了解しやすくなる。このように、制誥の中に用いられた典故は大きな役割を担っていることが分かる。最後の「懋昭邦典，勿替家聲」というのは、国政を大いに明らかにして、家柄の評判を落とさないようにとの訓戒を加えているのである。家柄からいえば、張延賞の父は玄宗の時期に中書令の高位にあった張嘉貞であり、延賞という名も玄宗から賜ったという話があるほど、張延賞の一族は唐王朝との縁が深い。このように親子とも宰相の位に就いたという皇帝の恩寵に背かないようにといふことも、前掲の句から十分読み取れるのである。

また文章の立論にも、典故の働きを無視することはできない。陸贊の制誥に黄霸と卓茂との典故を用いているように、歴史上に類似の事実を見出し、現実の人物や行為と類比することによって、その行為の正当性を証明し、立論の根拠とするのである。制誥においては、人を納得させずにはおかないと論拠を提示するのが最も重要である。このような事例の類比について、『文心雕龍・事類』は、「事類者、蓋文章之外據事以類義、援古以證今者也」と論じている。昔の事例を根拠とし引用し、現在の事実の証明とすることによって、論理が一層堅実になると考えられているのである。このように見てみると、制誥に典故を用いるのは、より深く、より巧みに文意を表す一方、論理の根拠ともなることが陸贊の制誥から分かることだろう。彼の制誥では地味な語彙が使用されており、それによって文章の格調は平淡となっているものの、典故を使用することにより、その文章は深味を藏しているのである。そこに陸贊の言語表現の熟達した技倅を見ることができる。

さらに陸贊の制誥の文体構造について、見てみると、句形は四字句を中心にしていて、「簡廉以肅吏、慈惠以愛人」というような五字の対句をも用いている。句中の二つ言葉の真ん中に「以」という連詞が入ることにより、前後の言葉の間に行為と結果との関係が表現され、かつ語氣も強まって、文

意が一層鮮明となっている。他にも六字句と五字句を組み合わせる形がある。例えば、「以爾循良之化, 佐予綏兆人, 以爾經綸之才, 佐予熙庶績」とあり、ここでは「六五六五」という形であるうえに隔句の対句ともなっている。このように構成された「六五六五」の句式は、それぞれ独立した意味を表している。また前後それぞれの「六五」の句式において、いずれも人称代詞である「爾」と「予」という文字が用いられ、二つの句が有機的につなげられ互いに照應しあっている。このように連結された二つの六五の句式を通じ、張延賞への期待を書き表しているのである。

文末には、「仍資威重, 兼領蕃維, 式慰甘棠之思, 且繼綯衣之美」と記し、前文を踏まえて再び奨励している。文意として制頭の趣旨にも呼応しているのである。このように陸贊の制誥は四六駢體の形を取りながらも、句式には多様性がある。こうして句形に縛られないことによって、表現は更に自由になり、文意の整合性を損なうことなく避けられることとなる。このように陸贊の駢體制誥は、確実な對偶と典故、平易な語彙を用い、句形も比較的自由なものである。前人の制誥に比べて、陸贊の場合は一層自由かつ個性的であり、古い駢體的形式主義から脱出しようと努めていると考えられる。

ところで、陸贊の制誥はすべて四字句で構成しているものもある。この制誥直接には『尚書』の「誥」の様式を踏襲するものである。前文に述べたように、『尚書』の「誥」では四字句が基本的な構造であり、歴代の王言はこの形を踏襲しているのである。なお、駢體が発達した六朝になっても、詔書は四字句に整えたものもある。例えば、梁の武帝の「徵庾詵庾承先詔」(『梁書・庾詵伝』)はその一例であるが、沈約の除授詔書である「授蕭重依左僕射詔」(『文苑英華』卷三八五)と「封三舍人詔」(同前、卷四一六)は同じく四字句形式である。唐代になって、制誥には駢體が多用されたが、四字句の制誥が王言の伝統的な文体形式の一つとして、完全に放棄されたことはない。

陸贊の制誥の中で四字句の形を取る代表的なものに「崔造右庶子制」がある。この制誥は宰相職から崔造を解任し、右庶子に転職させる際に執筆されたものである³⁵。

「崔造右庶子制」(『全唐文』卷四六二)

宰相之職, 允釐百工, 時惟仰成, 不可廢闕。中散大夫行給事中同平章事上柱國安平縣開國男³⁶賜紫金魚袋崔造, 頃居掖垣, 參掌樞密, 總領繁重, 積勞疹深。亦既優賢, 賜之長告。歲聿云暮, 有加無瘳, 披誠自陳, 章疏三上, 知止之道, 守之甚堅。處以休閑, 倘遂頤養。可太子右庶子, 獻賜如故。

宰相の職, 允に百工を釐め, 時に惟だ仰成のみなるも, 廢闕すべからず。中散大夫行給事中同平章事上柱國安平縣開國男賜紫金魚袋崔造, 頃居掖垣に居り, 枢密を參掌し, 總領するは繁重, 積勞は疹深なり。亦既に優賢し, 之に長告を賜う。歳はついに云に暮れなば, 加うる有りて瘳無し。誠を披きて自ら陳べ, 章疏三たび上ぐ。止を知るの道, 之を守ること甚だ堅なり。處するに休閑を以てし, 頤養を遂げしむ。太子右庶子たるべし。勲賜は故の如し。

制頭は单刀直入に宰相の職務から説き起こし、制誥の趣旨を表している。『舊唐書・德宗本紀』(卷一二)によれば、崔造が宰相になるのは貞元二年の春であり、同年の秋に宰相を辞めたのである。この間に糧食の調達を巡って、両浙節度使韓滉と意見が食い違い、ついに権力闘争に発展していった。その結果、徳宗が韓滉の意見を受け入れ、崔造は病気を理由に右庶子に左遷され、韓滉は度支諸道鹽鐵転運使になったことで収束したのである。この制誥では崔造の健康状態を理由にしているが、本人の政治面に対する褒貶には一切触れていない。制誥の語勢も穏やかで、文の全体に平穏な雰囲気が漂っているのが印象的である。そして経書の典故を織り込み、王命の文書として伝統的、質実な風格に一致しているのである。

本文の冒頭に「頃居掖垣, 參掌樞密, 總領繁重, 積勞疹深」と、崔造の持病を述べている。「亦既優賢, 賜之長告。歲聿云暮, 有加無瘳, 披誠自陳, 章疏三上, 知止之道, 守之甚堅。處以休閑, 倘遂頤養」という

のは休職の経緯と現状を述べていて、客観的な事実を叙述することに重点を置いている。制誥の語句の構成に当たっては、経書の語彙を用い、現実の事情を比喩している。「歳聿云暮」という句は『詩・小雅』の「谷風・小明」からの「歲聿云暮，采蕭穫菽」という句を引用することによって、時節を明確にするものである。「有加無瘳」の出典は『春秋左伝・昭公七年』（巻四四）の「鄭子產聘於晉。晉侯疾，韓宣子逆客，私焉，曰，寡君寢疾，於今三月矣，並走羣望，有加而無瘳」（鄭子產 晉に聘す。晉侯は疾いて韓宣子 客を逆え私に曰く、寡君 疾に寝す。今に於いて三月なり。並く群望に走れども加うるありて瘳なし、と。）である。これは病状が重くなつて、治っていないことを指している。これらの典故は、文章に経書の精神を反映しようという作者の意図を反映するものである。

陸贊の制誥は内容の虚飾、文辞の華美を避ける傾向がある一方、制誥の莊重と王言の威儀を保持している。それは質実な語彙、謹厳な表現は制誥の根本であるとの作者の潜在意識を示すものだと思われる。

上述したように陸贊は四字句の様式によつても、事件の本質、物事の首尾を大変明晰に書き表している。そこに作者の言葉を駆使する優れた能力が現れている。このように首尾一貫して四文字句で完成した制誥は、ほかにも『李叔明右僕射制』がある。同じ様に健康上の理由で辞職を決めた李叔明の辞表に対して、「省之佛然，用增感嘆」（之を省みて佛然，用て感嘆を増す。）というような感情的な表現を用いる点は、「崔造右庶子制」の措辞と異なる。そこには残念に思う作者の感情が表れている。前述したような「招諭河中詔」と同じく、制誥において感情まで表現するのが陸贊の制誥の一つの特色なのである。陸贊の後に元稹・白居易も制誥の文体の変革を図ろうとし、特に白居易の制誥は陸贊の影響を受け、簡潔な駢体の制誥を作っている。これに関してはすでに別稿³⁷で論じているので、ここではそれについては省略する。

以上を要するに盛唐の蘇頌に比べて、陸贊の制誥の文体は必ずしも四六駢體の形を守るわけではなく、文意によって、句式を適宜に変化させている。それがすなわち彼の最大の特徴なのである。そして、盛唐の制誥のように字句に彫琢を凝らすことよりも、文意を流暢に伝達することを第一に目指している。語彙の使用でも、ことさら難解なものは用いず、ことばの簡潔、平明を求めていた。その点において陸贊の制誥は盛唐以来の制誥の文体を新たな方向へ展開していくものであったのである。

五、晚唐の制誥

晚唐になると、宮廷の外部では以前から続いてきた藩鎮割拠の状況が変わっておらず中央政府との抗争が絶えなかつた。一方内部では宦官が神策軍の実権を握って政治に干渉し、大臣の進退ないし皇帝の生死廢立までも左右するほどになつた。そして党派間の争いも後を絶たず、大臣の中には私欲を満たすために宦官に結託し宰相の位を得た者もいたのである。このように皇帝の地位ないし国家の根本が揺るがされる危機が生じたのに伴い、初唐と盛唐のように修辞をこらして、美的文章を求めるることはすでに政治情勢に合わなくなつた。それに晚唐の制誥は基本的に中唐の制誥の方向に沿つて展開し、華美な修飾よりも、より叙事的、論理的であることを重んじることが主流となつた。その中では李德裕の制誥がもっとも注目すべきものである。

李德裕は晚唐の著名な政治家である。彼は唐の文宗と武宗との時期において、二度にわたり宰相となり、藩鎮の叛乱を鎮め、異民族である回紇の侵略に対抗するなど、唐代の歴史上、大きな功業を残している。しかし、唐の宣宗が即位した後、李德裕は権力の中枢から退けられたうえに海南の崖州に貶された。その際に「八百孤寒斎下涙、一時南望李崖州」（『唐語林』巻七）という詩句が流行したことからも、宰相として李德裕の人望の高かったことが分かる。李德裕は元和の末³⁸、翰林学士に任じられ、李紳・元稹と共に「三俊」と称されている（『舊唐書・李紳伝』巻一七三を参照）。李德裕は長慶元

年に翰林学士のまま考功郎中兼知制誥に抜擢され、翌年に中書舍人になった（『舊唐書・穆宗本紀』卷一六を参照）。彼の父の李吉甫と同じ仕官の道を歩んできたのである（『舊唐書・憲宗本紀』卷一四を参照）。その後、朝廷の派閥闘争によって、浙西觀察使に出向を命じられた。そのような紆余曲折の中で彼は文宗の大和七年に一度宰相となり、武宗の時には二度目の宰相に任せられ、その際本格的に政治手腕を発揮し、立派な功績をあげた。武宗は李德裕に政治だけを委ねたのではなく、宰相であるにもかかわらず、重要な詔書の起草は依然として李徳裕に任せた。「每有詔敕，上（武宗）多命徳裕草之。徳裕請委翰林學士，上曰，學士不能盡人意，須卿自爲之」（詔勅有る毎に上は多く徳裕に命じて之を草せしむ、徳裕は翰林学士に委ねるを請えども、上曰く、学士は人意を尽くす能わず須らく卿自ら之を為るべしと。『資治通鑑』卷二四七）制誥は彼の文集にも収録され、制誥の題名の下に「奉勅撰」と「奉宣撰」という文字が書かれたものがそれである。この時期に撰された冊命・典誥・奏議などが『会昌一品集』に収められている。この類の文章に対して、鄭亜は「訓誥之業，彰於前聞」（訓誥の業、前聞よりも彰かなり。）という評価をしている（唐・鄭亜の「李文饒文集序」を参照）。

李徳裕は中唐から晚唐にかけての人物であり、元稹・劉禹錫・白居易など、中唐文学の中心人物との交友があり、詩作の唱和をしたこともある。李徳裕の制誥は浮華な文辞を用いていない点では陸贊に似ている。前出の『新唐書・文芸上』に挙げられた制誥の名家の中に李徳裕の名前も含まれている。清・王士禛『池北偶談』（卷一七）の「談芸・会昌一品集」は「李衛公一代偉人，功業与裴晉公相伯仲。其『会昌一品制集』，駢偶之中，雄奇駿偉，與陸宣公上下」（李衛公は一代の偉人、功業は裴晉公と相伯仲す。其の会昌一品制集は駢偶の中において雄奇駿偉、陸宣公と上下す。）といい、李徳裕の制誥は陸贊と類似点があることを指摘している。

李徳裕の制誥の形成は彼の文学観念にも関係すると考えられる。彼は文章創作は「自然靈氣」が必要で、「琢刻藻繪，珍不足貴」（藻繪を琢刻し、珍しいとも貴とするに足らず『全唐文』卷七〇九、『文章論』を参照。）といっている。これは前出の元稹「制誥序」と同じ考え方である。このような文学観の形成は中唐文学における文辭の彫琢に反対する思想の影響を受けただけではなく、彼の育った伝統的な家風にもかかわるようである。これは「然臣祖天寶末以仕進無他伎，勉強隨計，一舉登第。自後不於私家置『文選』，蓋惡其祖尚浮華，不根藝實」（然し臣の祖は天宝の末 仕進他伎は無きを以て勉強計に隨い、一舉第に登れり、自後、私家に文選を置かず。蓋し其の浮華を祖尚し、芸実に根ざさるを惡むなればなり。『舊唐書・武宗本紀』卷一八上を参照）という記載から分かる。

文学の創作においては、李徳裕は単に前人の文章を真似ることに反対し、自己の文学の様式を構築しなければならぬと強調している。例えば前掲した李徳裕の蘇頌の制誥に対する「近世誥命、唯蘇頌碩、敘事之外、自爲文章」から彼が蘇頌の文章の文学的独自性に着目していることが分かるであろう。

李徳裕の制誥は、簡潔な駢文体という点で陸贊の制誥に類似する。そして同じく四六の句式の整齊にこだわらず、ただ対偶の法則を守ることに深く注意している。このようなものに「授李丕晉州刺史充冀代³⁹行營攻討副使制」（『全唐文』卷六九八）がある。武宗の会昌三年、朝廷は澤潞の劉稹の叛乱を討伐した。これをきっかけにして、李丕を行營攻討副使に任命する制誥である。

勅，晉謀元帥，必有佐軍，漢制出師，皆立副貳，所以重戎事而肅王命也。李丕頗有大慮，常好奇功。自爲攻拒之書，尤邃揣摩之術。淬其智刃，研（研）未兆之機，森其禮干，得備嚴之稱，既蟬蛻丹水，鵬搏赤霄，未及歲暮（期），累見誠節。今以玉璧重地，汾河要津，俾換珪符，用佐樽俎。庶乎易行而誘，成苗實之爲，不胄而驅，効葉公之入。勉於盈冠，副我知臣。

勅，晉元帥を謀るには、必ず佐軍有り、漢制出師、皆副貳を立つ、戎事を重じ、王命を肅しむ所^{くわ}以なり。李丕は頗る大慮有り、常に奇功を好む。自ら攻拒の書を為り、尤も揣摩の術に邃しい。

其の智刃を淬ぎ、未兆の機を研し、其の体干を森とし、嚴に備うるの称を得。既に蟬は丹水に蛻し、鵬は赤霄に搏き、未だ歳暮（期）に及ばざるに累ねて誠節を見す。今玉璧の重地、汾河の要津を以て、珪符に換え、用て樽俎を佐けしむ。行い易くして誘い、苗賁の爲を成し、胄せずして驅り、葉公の入に効うに庶し。冠を盪うに勉め、我が知臣に副え。

制頭では典故を使用せず、歴史の前例に遡って、李丕を副職に任命する理由を述べている。そして李丕の爵位や官職名を省略し、名前だけを制誥に入れていることと制尾をも省略したことは高級軍事長官を任命する制誥としてはめずらしい。本文では四六の句式にこだわらず、ただ対偶の整齊だけを守っている。例えば文中の「自爲攻拒之書、尤邃揣摩之術」や「蟬蛻丹水、鵬搏赤霄」という句がそうである。そして文中の「成苗賁之爲」と「効葉公之入」との二句の出典は前者が『左伝』の「襄公二十六年」に見える。晋の軍隊は苗賁皇の謀略を受け入れ、楚を破った事件である。後者は『国語・楚語下』（卷一八）の「葉公子高論白公勝必乱楚国」条に白公勝が叛乱を起こし、葉公子高が白公勝を殺して、王室を定めたという話である。この二つの典故を使用することによって、李丕が前人のように大きな功績を立てる 것을期待する意を表現している。このようにこの制誥は平易な字句を用い、難解な典故もなく、駢體の構造にこだわらず、より自由な文章表現を追求しており、陸贊と同じ創作態度だといえる。

李徳裕の除授制誥には口語体に近いものもある。例えば「賜張仲武詔」（『全唐文』卷六九九）はその一例である。「卿智畧挺生、忠誠特著、每陳章奏、皆契朕心。言念壯猷、無忘寤寐。今緣從諫疾病、頗以沉綿、深慮將校異謀、妄有制置。太原地連河朔、城府空虛、已詔劉沔旋師、却歸本鎮」

（卿は智略挺生し、忠誠は特著たり、章奏を陳ぶるたびに、皆朕が心に契う。言に壯猷を念い、寤寐忘るるなし。今從諫疾病によりて、頗以て沉綿たり、將校謀を異にし、妄りに制置すること有るを深慮す。太原地は河朔に連なり、城府は空虚、已に劉沔に詔して師を旋し、本鎮に却帰せしむ。）このように語句は四字句と六字句に整えているが、字句に文飾は一切なく、叙事を中心にしている。同じ文体のものは「賜王元遠詔書」も認められる。李徳裕の制誥は駢體から脱却し、一層制誥の文体を叙事的にしようとするものであり、陸贊の制誥より、さらに自由な表現を求めていたといえるであろう。李徳裕の制誥は独自の文学性を持つものとして唐代の制誥作品の中で欠かすことのできない。

六、結語

制誥は文学の一ジャンルとして、唐代において変化しつつ、発展してきていた。制誥は公文書の性格を持ちながら、他面では文学作品としての性格もあることが明らかである。制誥は王言を伝達するために、強い莊厳さとともに社会的性格を持つ点において、制誥は比較的特殊な文学性を有する文学形式である。

初唐においては、六朝の綺麗な文学的風習が依然として残っていた。太宗はそのような文学的風習に溺れてしまうと國の滅亡を招きかねないと認識していたにもかかわらず、自ら宮体詩を作り、臣下にも唱和させた（『新唐書・虞世南傳』を参照）。貴族である楊師道は朝廷から帰った後に、必ず当時の英俊を率いて、庭園で宴会を開き、詩文の競作をさせた。太宗は楊師道の作品を見るたびに必ずそれを吟誦し、賞賛したことが史書（『舊唐書・楊恭仁傳 附恭仁少弟師道傳』を参照）に見えていている。それは六朝の文学的風習が太宗をはじめ、虞世南・上官儀・許敬宗・楊師道などの大臣たちの身にしみついていたのである。それは王言としての制誥にも反映していたのである。

盛唐では蘇頌の作品がその時代の文章の典範となった。彼の制誥は四六駢體の句式以外にも比喩と婉曲表現を駆使し、文辭に工夫を凝らしている。この時期の制誥は基本的に蘇頌の作品を、模倣し

たものにほかならないのである。

安史の乱を経て、中唐に入ると、社会状況と文学的風習の変化とともに、制誥の文学形式にも変革がもたらされた。この時代の代表は陸贊である。彼の制誥は句式と措辞に新しい傾向が現れている。過剰な修飾がなく、平易な表現構成しているのである。それまでの制誥が典故を知らなければ理解できないものであったのに対し、權德輿が「山東士卒、聞書詔之辭、無不感泣」と記したように、陸贊の制誥は兵士や庶民にも分かるものであった。彼の制誥の多くは戦乱の緊迫した状況で作られた。『舊唐書・陸贊傳』は彼が一日中筆を執り、一刻も休む暇なく、山積みの軍事文書に取り組んでいたことを伝えている。彼はより早く、より確実な制誥を作ることを迫られていたのである。

陸贊の制誥の特徴は二つの点をあげられる。まず制誥の文体において、盛唐から続いてきた駢体制誥の様式に拘泥せず、適宜の改変を加える点である。しかし、駢体の基本的な形式を捨てたわけではない。言い換れば、駢体表現の規範を若干変えて、独自の個性を有するものに作り上げたのである。もう一つは華美な語彙をほとんど使わず、文章は質朴な風格を有し、表現を過剰に修飾する弊習を一掃したことである。ゆえに陸贊の制誥は不滅の価値を有している。

晚唐に入ると、制誥に簡易、実用を求める方向を受け継いだのは李德裕である。彼の制誥は文辞の修飾よりも、実用性を重んじ、叙事の必要に応じて、文辞を配置している。それとともに、新奇な用語より、平易な表現を旨とするのである。「賜張仲武詔」のごときは句式の整齊に気を配るのみで、口語体に近いものは制誥文体の新たな一展開といえよう。

このように唐代の異なる時期で制誥の特徴が違うことが分かる。この差異は当時の国の事情や政治状況によって生ずるものである一方、皇帝の文学観念が制誥の様式に大きな影響を与えたに違いない。制誥は国家の公文章でありながら時代の文学傾向をも反映したという政治と文学との二重性格を有するものとして、国が特別に取り扱うことは宋代まで続いていたのである。

注釈

- 1、『尚書正義』(卷第十三、『十三經註疏』整理本、北京大學出版社 2000年12月 下同)に「武王崩、三監及淮夷叛、周公相成王、將黜殷、作『大誥』。『大誥』王若曰:『猷! 大誥爾多邦、越爾御事。……』」とある。また、『尚書正義』(卷第十九)に「康王既尸天子、遂誥諸侯、作『康王之誥』」という。
- 2、『独断』(卷上)に「漢天子正號曰皇帝。……其言曰制詔」という。また「制詔。制者、王者之言、必爲法制也。詔、猶告也。告教也、三代無其文，秦漢有也」とい、「策書」・「制書」・「詔書」・「戒書」という四つの文書に対して、次のようにある「策書。策者、簡也。禮曰、不滿百文、不書於策……制書者、制度之命也。其文曰、制詔三公(原本の「其文曰『制詔』。三公赦令・贖令之屬」という誤りを正した。),赦令・贖令之屬是也。……詔書者、詔誥也。有三品、其文曰、告某官某、如故事、是爲詔書。……戒書。戒勅刺史太守及三邊營官。被勅文曰、有詔、勅某官、是爲戒勅也」と解釈している。
- 3、『漢書・高后本紀』(卷三)の顏師古の注に「天子之言一曰制書、二曰詔書。制書者、謂爲制度之命也、非皇后所得稱。今呂太后臨朝行天子事、斷決萬機、故稱制詔」という。
- 4、『唐六典・中書省』(卷第九、中華書局 1992年1月)の「中書舍人」条に「故裴子野以中書侍郎、鴻臚卿常兼中書通事舍人、別勅知詔誥。自魏、晉、詔誥皆中書令及中書侍郎掌之」という。
- 5、『唐會要』(卷五四、上海古籍出版社 1991年1月)に「舊制、冊書詔勅、總名曰詔。天授元年、避諱改詔曰制」という。またこのことについて、『舊唐書・則天武后紀』(卷六)の記載を参照。
- 6、『舊唐書・職官二』(卷四三、中華書局 1975年5月)に「起居舍人、掌修記言之史、錄天子之制誥

徳音，如記事之制，以記時政損益」という。また，中村裕一氏の『隋代王言の研究』（汲古書院 2003年7月）は「『制誥』という語は……唐代文献に散見する語であり，王言と同義語である」と指摘されている（380ページを参照）。

- 7、例えは，『隋唐王言の研究』（中村裕一，汲古書院 2003年7月）はその一例である。
- 8、『通典・職官』の「中書省」に「光宅元年，改爲鳳閣，凡中書官，隨署名改。神龍初復旧」という。
- 9、『舊唐書・文苑傳』（卷一九〇下）に呉通玄は「貞元初，召充翰林學士。遷起居舍人、知制誥，與陸贊、吉中孚、韋執誼等同視草」という。
- 10、文意によれば「邵」は「邵」とすべきであろう。
- 11、曹植の「公宴詩」に「公子敬愛客，終宴不知疲。清夜遊西園，飛蓋相追隨。明月澄清景，列宿正參差……」（『藝文類聚』卷三九）という。かつて曹操は河南省鄴県に「西園」を築いたという話もある。
- 12、この出典は淮南小山の「招隱士」の「桂樹叢生兮山之幽」という句からである。
- 13、『文選・上林賦』に「應風披靡，吐芳揚烈」といい，李善は「烈，酷烈，香氣盛也」と注している。
- 14、『舊唐書・高宗本紀』（卷四）に唐の顯慶二年に「封皇第七子顯爲周王」と記している。
- 15、盧藏用の『右拾遺陳子昂文集序』に「至於徐、庾，天之將喪斯文也。後進之士若上官儀者繼踵而生，於是風雅之道，掃地盡矣」（『全唐文』卷二三八）と指摘している。
- 16、宋・宋敏求の『唐大詔令集』（学林出版社 1992年10月）196ページの「張說中書令制」を参考。
- 17、「舊唐書・玄宗本紀」（卷八）に「先天二年七月三日，尚書左僕射竇懷貞、侍中岑羲、中書令蕭至忠崔湜、雍州長史李晉、左羽林大將軍常元楷、右羽林將軍李慈等與太平公主同謀，期以其月四日以羽林軍作亂。上密知之，因以中旨告岐王範、薛王業、兵部尚書郭元振、將軍王毛仲，取閑廄馬及家人三百餘人，率太僕少卿李令問、王守一、內侍高力士、果毅李守德等親信十數人，出武德殿，入虔化門。梶常元楷、李慈於北闕。擒賈膺福、李猷於內客省以出，執蕭至忠、岑羲於朝，皆斬之」という。
- 18、『礼記・樂記』（卷三九）に「所以合和父子君臣，附親萬民也」という。『文苑英華』（卷三八〇）に「合」は「合」としている。
- 19、蘇頌の『授唐休璟太子少師制』（『全唐文』卷二五二）に「自天錫夢，維岳降精，心竭忠公，器包文武。廟堂隆棟，委以弼丞……」という。
- 20、『史記・老子韓非列伝』に「良賈深藏若虛，君子盛德容貌若愚」という。
- 21、『礼記・大學』に「此謂誠於中形於外，故君子必慎其獨也」という。
- 22、『後漢書・楊震傳』（卷五四）に「震少好學，受『歐陽尚書』於太常桓郁，明經博覽，無不窮究。諸儒爲之語曰：『關西孔子楊伯起。』……大將軍鄧騭聞其賢而辟之，舉茂才，四遷荊州刺史、東萊太守。當之郡，道經昌邑，故所舉荊州茂才王密爲昌邑令，謁見，至夜懷金十斤以遺震。震曰：『故人知君，君不知故人，何也？』密曰：『暮夜無知者。』震曰：『天知，神知，我知，子知。何謂無知！』密愧而出」という。
- 23、『呂氏春秋・恃君覽』に「孫叔敖三爲令尹而不喜，三去令尹而不憂。皆有所達也。」という。また，『漢書・鄒陽傳』（卷五一）に「是以孫叔敖三去相而不悔」といい，顏師古の注曰、「叔敖三爲楚相，而三去之。繪丘之封人謂之曰：『吾聞處官久者士妒之，祿厚者眾怨之，位尊者君恨之。今相國有此三者，而不得罪於楚之士眾（仕）〔何〕也？』叔敖曰：『吾三相楚而（不）〔身〕愈卑，每益祿而施愈博，位滋尊而禮愈恭，是以不得罪於楚人也。』」とある。
- 24、『舊唐書・中宗睿宗本紀』に「（景雲）二年春正月丁未朔……巳未，太僕卿郭元振、中書侍郎張說並同中書門下平章事」という。『舊唐書・張說傳』（卷九七）によれば、張說は唐の武則天・中宗・

- 睿宗・玄宗に仕えていた。
- 25、『史記・表』(巻二〇)の「建元以来侯者年表第八」に「趙充國……議立宣帝, 決疑定策, 以安宗廟功侯, 封二千五百戸」という。また, 『漢書・宣帝本紀』(巻八)に「論定策功, 益封大將軍光萬七千戸」とある。
- 26、『舊唐書・張説伝』(巻九七)を参照。
- 27、『漢書・王莽伝』(巻九九下)に「皇孫功崇公宗坐自畫容貌, 被服天子衣冠, 刻印三: ……三曰『德封昌図』」といい、「昌熾して図籍を授ける」との意味を取っているのである。
- 28、『舊唐書・常袞伝』(巻一一九)に「寶應二年, 選爲翰林學士、考功員外郎中、知制誥, 依前翰林學士。永泰元年, 遷中書舍人。袞文章俊拔, 當時推重, 與楊炎同爲舍人, 時稱爲常楊」とある。永泰年の間, 楊炎とともに中書舍人となつたことが分かつたので, この作品の創作年は永泰年間より, 遅くならないだろうと推測される。
- 29、清・朱駿聲の『説文通訓定聲・孚部』に「流, 假借爲浮」という。また唐・柳冕の「與徐給事論文書」に「蓋文有餘質不足則流, 才有餘而雅不足則蕩」という。
- 30、『元積集』下冊, 卷第四〇, 中華書局 1982年8月
- 31、『舊唐書・陸贊傳』(巻一三九)に「德宗在東宮時, 素知贊名, 乃召爲翰林學士, 転祠部員外郎」という。
- 32、『舊唐書・德宗本紀』(巻一二)に「(貞元)三年春正月丙戌朔。壬寅, 以左僕射張延賞同中書門下平章事」という。
- 33、『禮記・禮運』に「故禮義也者, 人之大端也。」といふ。
- 34、『唐語林』は正史の資料ではないが, 傍証として, 取り上げた。
- 35、『新唐書・崔造傳』(巻一五〇)に「貞元二年, 以給事中同中書門下平章事。帝謂造敢言, 爲能立事, 故不次用之。造久在江左, 疾錢穀諸使罔上, 或干沒自私, 乃建言:『天下兩稅, 請委本道觀察使、刺史選官部送京師。諸道水陸轉運使、度支巡院、江淮轉運使, 請悉停, 以度支鹽鐵務還尚書省, 六曹皆宰相分領。』於是齊映判兵部, 李勉刑部, 劉滋吏、禮二部, 造戶、工二部; 又以戶部侍郎元琇判諸道鹽鐵、榷酒事, 吉中孚度支諸道兩稅事。……造厚元琇, 故首命之。時滉方領轉運, 有寵於帝, 朝廷仰其須。滉持不可改, 帝重違之, 復以滉爲江淮轉運使, 餘如造請。是秋, 江淮米大集, 帝美滉功, 以滉專領度支諸道鹽鐵、轉運等使。造懼, 始託疾辭位, 乃寵爲太子右庶子, 賦璽雷州司戶參軍。於是造所請悉罷, 以憂愧卒, 年五十一。」といふ。
- 36、この作品は『唐大詔令集』(巻五五, 学林出版社 1992年10月)に「宰相・罷免上」にも見えるが, 文の中には「開國」という文字がなく, 「枢密」は「枢務」, 「積勞疹深」は「積勤彌深」, 「章疏三上」は「群疏三上」とされ, 「處以休閒, 僕遂頤養」は「處於休閒, 遂其頤養」とされてゐる。
- 37、拙稿「白居易の制誥の新體と舊體について」(『中國文學報』第四十八冊, 京都大學文學部中國語言中國文學研究室 1994年4月)を参照。
- 38、傅璇琮『李德裕年譜』(齊魯書社 1984年10月)P127。
- 39、「冀代」は『新唐書・武宗本紀』(巻八)では「冀氏」としている。

平成18年(2006)11月30日受理

平成19年(2007)1月11日採択